

林では、幾寅地区カラマツ林等で2・7ヘクタール2、566本、北落合地区カラマツ林0・61ヘクタール170本であり、合わせて3・31ヘクタール2,736本の被害が確認されており、

民有林では、金山地区カラマツ林で1・39ヘクタール1,189本、東鹿越地区カラマツ林等で3・02ヘクタール2,105本、幾寅地区カラマツ林等で7・4ヘクタール5,084本、落合地区トウヒ林等で0・6ヘクタール1,012本であり、合わせて12・41ヘクタール9,390本の被害が確認されたところであり、

被害額については、道の算定では町有林331万円、民有林1,185万9千円で合わせて1,516万9千円となっており、今後、町有林の被害については、速やかに保険金の請求を行うとともに、被害木の処理については、北海道と協議する中で、町有林・民有林ともに平成20年度以降の除間伐事業で対応してまいります。

森林整備地域活動支援交付金事業について

この事業は、民有林において森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、所有者に対する適切な森林整備を推進するための交付金事業であります。

本町では平成15年から取り組んでおりますが、本年度については、制度の一部改正が予定されていたため、その後に取り組み予定でありましたところ、本年4月に改正後の実施要領が示され、国及び道補助金も見通しがつきましたので、本定例会に係る予算を提案させていただきます。森林整備地域活動支援交付金事業に取り組んでまいります。

NPO法人南富良野まちづくり観光協会の設立

昭和49年発足以来、かなやま湖々水まつりをはじめとした本町の観光事業に協力をお願いしてまいりました。「南富良野町観光協会」については、今後の更なる観光事業の振興発展と幅広いまちづくり活動を通じた地域の発展を目指して、本

年4月13日にNPO法人へ移行するため、新たに「南富良野まちづくり観光協会」が設立されました。

現在、当団体は、北海道に対しNPO法人設立の認可申請をしており、8月末までには認証される予定であるとのことであり、今後、行政といたしましては、観光事業はもとより、当団体の設立目的である各種特定非営利活動についても、町政施策と連携を図りながら活動支援に努めてまいります。

日本学術振興会特別研究員小泉逸郎氏によるふ化場の利用について

北海道大学大学院地球環境科学研究員にも所属する小泉氏から、同氏が研究している「サケ科魚類の種内多様性に関する研究」を行うため、町のふ化場の一部を使用させていただきたいとの申し出がありました。使用期間は、平成20年3月末まで、研究内容は空知川の異なるタイプの支流に生息する「オシロコ」の採卵及び孵化などの飼育研究でありまして、この研

究は学術的にも高度で、このような研究が可能な環境は大変少ないとのことであり、

この研究が本町のふ化場で実施されることにより、日本学術振興会や北海道大学との結びつきを強め、研究の成果によっては、本町の環境や地域を広く紹介される可能性もあることから、申し出のとおり施設の一部の利用を許可することにいたしました。



「オシロコ」の飼育研究に取り組む小泉逸郎氏

南富良野町森林組合の運営について

去る5月30日に開催された森林組合通常総会におきまして、平成18年度の事業報告並びに会計決算報告がなされまして、その際、南富良野町民有林振興融資金の利用の一部について、組

議案

今定例会で審議され、可決された案件は次のとおりです。

平成19年度補正予算

平成19年度一般会計および6特別会計の補正予算について、次のとおりとなりました。

(単位：千円)

| | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|-----------|--------|-----------|
| 一般会計 | 4,335,872 | 17,438 | 4,353,310 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 343,612 | 22,164 | 365,776 |
| 老人保健特別会計 | 377,862 | 338 | 378,200 |
| 介護保険特別会計 | 192,363 | 3,747 | 196,110 |
| 介護サービス事業特別会計 | 268,601 | | 268,601 |
| 簡易水道事業特別会計 | 351,986 | | 351,986 |
| 公共下水道事業特別会計 | 199,502 | | 199,502 |

条例の制定

◇まちづくり研修条例
南富良野町の未来に向けて個性豊かで活力あるまちづくりを推進するため、町民が自主的に行う研修事業に対して、経費の一部を助成するにあたり、本条例が制定されました。

条例の改正

◇国民健康保険条例の一部を改正する条例
平成19年度分から適用される国民健康保険税の医療給付費分の課税限度額について、「530,000円」を「560,000円」とするよう改正されました。

◇農業雑用水施設設置条例の一部を改正する条例
農業雑用水施設の新設に伴い、関連条文を整理したものです。

その他の議決

◇工事請負契約について
落合地区簡易水道施設整備に伴う浄水場新設工事（電気・機械）を契約金額1億8,721万5千円で株式会社ソケイズと契約すること可決されました。

◇財産の取得について
財務会計システム一式を契約金額1,921万5千



◇緑越明許費緑越計算書について
株式会社南富良野町振興公社の経営状況について
地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書
道路整備に関する意見書
WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書

建設関係

国道38号線河原地先の国道横断管の改修について
予てより要望しており、また国道横断管の改修につ

合の内部監査並びに北海道森林組合連合会による外部監査の結果、本条例で規定されている利用目的以外の機械購入事業及び林地供給事業に利用されていたとす、いわゆる不適正利用があった旨報告されました。

また、町有林・民有林の公益的財産を管理し、森林組合法に基づく設立団体としては、組合の運営や事業の推進などにおいて改善すべき事項があることについても合わせて報告されたところでもあります。

町といたしましては、これらの報告が事実であるとすれば大変に遺憾なことであり、誠に残念なことと思っております。

現時点では、速やかに事実確認をすべく、地方自治法に基づく町監査委員による監査を要請し、対処してまいります。

議会を傍聴しませんか。

議会は、どなたでも傍聴することができます。議場入り口にある傍聴者名簿に住所・氏名をご記入のうえ議場にお入りください。

第3回町議会定例会は9月に開会の予定です。

詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

【傍聴にあたっての注意事項】

- ・録音機やカメラ、ビデオなどの持ち込みは禁止です。
- ・議事を妨害するような行為は慎むようお願いします。
- ・喫煙や飲食はできません。

お問い合わせ・・・

南富良野町議会事務局 ☎52-2114